

令和 4 年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

国の新たな対策（コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」）の中で、「令和 4 年度に新たに住民税非課税となった世帯」及び「新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯」に対し、臨時特別給付金を支給することになりました。

なお、これまでに本給付金を受給した世帯に、再度、給付金が支給されるものではありません。

※本給付金における住民税とは、市町村民税のことを指します。

給付金の額・振り込みについて

給付金の額は、1 世帯あたり10万円となり、原則、世帯主の口座に振り込みます。

振り込みの時期は、町が確認書・申請書を受理した日から、おおむね 2 週間後となります。

※確認書等の内容確認が必要な場合は、振り込みに時間がかかることがあります。

支給対象と手続き方法

①非課税世帯

基準日（令和 4 年 6 月 1 日）時点で、長洲町に住民票があり、世帯全員の令和 4 年度住民税が非課税の世帯。

●世帯全員が令和 3 年 12 月 11 日から現住所にお住いの場合

対象世帯には確認書を送付しておりますので、内容確認後に必要箇所を記入し、役場福祉保健介護課窓口まで郵送または直接ご提出ください。

■提出期限 確認書の発送日から 3 カ月以内

●世帯の中に令和 3 年 12 月 11 日以降に現住所に転入した人がいる場合

申請が必要になりますので、お問い合わせください。

■申請期限 令和 4 年 9 月 30 日

②家計急変世帯

申請日時点で長洲町に住民票があり、**新型コロナウイルス感染症の影響**により令和 4 年 1 月以降の収入が減少し、**世帯全員の年収（所得）見込額が住民税非課税相当**と認められる世帯。

申請書のほか、直近の収入が確認できる書類の添付が必要となりますので、詳しくは、役場福祉保健介護課までお問い合わせください。

■申請期限 令和 4 年 9 月 30 日

※注意事項

- ①、②に共通して、住民税を課税されている人に世帯全員が扶養されている世帯、または、これまでに本給付金を受給した世帯や未申請の世帯、辞退した世帯及び当該世帯の世帯主であった人を含む世帯は、対象とはなりません。
- ②については、新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減により申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯などに対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市町村（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、町や警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター
TEL : 0120-526-145
■受付時間 午前 9 時～午後 8 時

長洲町役場 福祉保健介護課 福祉係
TEL : 0968-78-3135
■受付時間 午前 9 時～午後 5 時
(土日、祝祭日を除く)